

地発 0331 第1号

基発 0331 第4号

平成23年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

( 公 印 省 略 )

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

都道府県労働局労働基準部健康安全課及び健康課の設置について

都道府県労働局労働基準部健康安全課及び健康課の設置について、別添1及び別添2のとおり、「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第44号）」が平成23年3月31日に公布され、4月1日から施行されるので通知する。

なお、本改正に伴い、従前に発出した通達その他の文書における組織名については、安全衛生課（長）を健康安全課（長）、労働衛生課（長）を健康課（長）、と読み替えることとするので了知されたい。

○厚生労働省令第四十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第三百三十六条第二項、第三百三十八条第二項、第五百五十二条第二項及び第五百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「企画官」の下に「、審査企画官」を加え、同条第一項中「二十四人」を「二十三人、審査企画官一人」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 審査企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する審査に関する特定事項の企画及び立案に当

たる。

第十三条の見出しを「(医療政策企画官及び医療安全推進官)」に改め、同条第一項中「医療安全推進官」を「医療政策企画官及び医療安全推進官それぞれ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 医療政策企画官は、命を受けて、保健医療に関する基本的な政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関するを行う。

第十三条の二を削る。

第十三条の三の見出し及び同条第一項中「医師確保等地域医療対策室」の下に「及び医療関連サービス室」を加え、同条を第十三条の二とし、同条に次の二項を加える。

4 医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業(国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。)の指導に関すること。

二 病院、診療所及び助産所における業務委託(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二の

規定により行われる業務の委託をいう。) に関する事。

三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関する事。

5 医療関連サービス室に、室長を置く。

第十六条の見出し及び同条第一項中「医療関連サービス室並びに」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第十八条を次のように改める。

(国立病院機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官)

第十八条 国立病院課に、国立病院機構管理室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。

2 国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3 国立病院機構管理室に、室長を置く。

4 政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関する事。

二 国立ハンセン病療養所が行う研究に関する事。

三 国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関する事。

5 調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第四十一条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第四十三条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第四十四条第四項中「をいう。」の下に「第四十七条第二項第二号及び第三号において同じ。」を加える。  
第四十七条を次のように改める。

(高齢者雇用事業室)

第四十七条 高齢者雇用対策課に、高齢者雇用事業室を置く。

2 高齢者雇用事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高年齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。
  - 二 高年齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関するものを除く。）。
  - 三 厚生労働省組織令第八条第三項第三号に掲げる事務のうち高年齢者等の職業の安定に関すること。
- 3 高齢者雇用事業室に、室長を置く。

第五十六条を次のように改める。

（均衡待遇推進室）

第五十六条 短時間・在宅労働課に、均衡待遇推進室を置く。

2 均衡待遇推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 短時間労働者の福祉の増進についての事業主に対する指導その他の措置に関すること。
- 二 短時間労働者の福祉の増進に関する事業主の措置についての労働者と事業主との間の紛争の調停に関すること。

三 都道府県労働局の行う前二号に掲げる事務についての指導に関すること。

3 均衡待遇推進室に、室長を置く。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(全国健康保険協会管理室)

第六十八条の二 保険課に、全国健康保険協会管理室を置く。

2 全国健康保険協会管理室は、全国健康保険協会の行う業務に関する事務をつかさどる。

3 全国健康保険協会管理室に、室長を置く。

第七十五条(見出しを含む。)中「政策調査官」を「アフターサービス推進官」に改める。

第二百一十一条第一項中「東京検疫所川崎検疫所支所、」を削り、同条第三項中「東京検疫所東京空港検疫所支所」の下に「、東京検疫所川崎検疫所支所」を加える。

第五百十六条中「これ」を「放射線の安全管理並びにこれら」に改める。

第五百三十八条の見出し中「企画調整主幹」の下に「及び統括研究官」を加え、同条第一項中「一人」の下に「及び統括研究官九人」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「これ」を「これら」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 統括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに対する

学理の応用の調査及び研究に関する専門的事項の総括に関する事務を行う。

第五百三十九条を次のように改める。

(国立保健医療科学院に置く部等)

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部及び研究情報支援研究センターを置く。

総務部

政策技術評価研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

健康危機管理研究部

国際協力研究部

第五百四十条第二号中「これ」を「これら」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 図書収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

第五百四十一条中「教務課」を「研修・業務課」に改める。

第五百四十二条第二号を次のように改める。

二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

第五百四十四条（見出しを含む。）中「教務課」を「研修・業務課」に改め、「訓練」の下に「並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究」を加える。

第五百四十五条から第五百六十条までを次のように改める。

（政策技術評価研究部の所掌事務）

第五百四十五条 政策技術評価研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する政策及び技術に対する科学的評価、研究の動向の分析並びに統計の高度利用に係るものをつかさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）

第五百四十六条 生涯健康研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる疾病及び障害の

予防、健康の保持及び増進並びに保健指導に係るものをつかさどる。

(医療・福祉サービス研究部の所掌事務)

第五百四十七条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るものをつかさどる。

(生活環境研究部の所掌事務)

第五百四十八条 生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつかさどる。

(健康危機管理研究部の所掌事務)

第五百四十九条 健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつかさどる。

(国際協力研究部の所掌事務)

第五百五十条 国際協力研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 保健医療等に関する国際協力の企画、調整、実施及び評価に関すること。

二 保健医療等に関する国外の情報の収集及び分析並びに国際保健活動に携わる人材の育成技術に関する  
こと。

(研究情報支援研究センターの所掌事務)

第五百五十一条 研究情報支援研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供に係るものをつかさどる。

第五百五十二条から第五百六十条まで 削除

第七百五条の二に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第七百二十八条第一項中「関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る」を「北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く」に改め、同条第二項第二号中「関東信越厚生局」の下に「、東海北陸厚生局」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第七百三十四条第二項中「前条」を「第七百三十三条」に改める。

第七百三十五条第一項中「鑑定課に、」を「関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課に、それぞれ」に改め、「二人を」の下に、「東海北陸厚生局の鑑定課に、鑑定官一人」を加える。

第七百七十七条中「安全衛生課」を「健康安全課」に、「労働衛生課」を「健康課」に改める。

第七百八十一条（見出しを含む。）中「安全衛生課」を「健康安全課」に改める。

第七百八十三条（見出しを含む。）中「労働衛生課」を「健康課」に改める。

別表第四愛知の款岡崎（西尾）の項管轄区域の欄及び別表第五愛知の款西尾の項管轄区域の欄中「幡豆郡」を削る。

#### 附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）新旧対照表（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>（情報公開文書室及び広報室並びに企画官、審査企画官及び訟務官）</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官二十三人、審査企画官一人及び訟務官二人を置く。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7  審査企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する審査に関する特定事項の企画及び立案に当たる。</p> <p>8 （略）</p> <p>（医療政策企画官及び医療安全推進官）</p> <p>第十三条 総務課に、医療政策企画官及び医療安全推進官それぞれ一人を置く。</p> <p>2  医療政策企画官は、命を受けて、保健医療に関する基本的な政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。</p> <p>3 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官）</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官二十四人及び訟務官二人を置く。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 （略）</p> <p>（医療安全推進官）</p> <p>第十三条 総務課に、医療安全推進官一人を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国立病院機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）</p> <p>第十三条の二 政策医療課に、国立病院機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。</p> <p>2  国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p>

(医師確保等地域医療対策室及び医療関連サービス室)

第十三条の二 指導課に、医師確保等地域医療対策室及び医療関連サービス室を置く。

2・3 (略)

4 医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業(国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。)の指導に関すること。

二 病院、診療所及び助産所における業務委託(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二の規定により行われる業務の委託をいう。)に関すること。

三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

5 医療関連サービス室に、室長を置く。

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

3 国立病院機構管理室に、室長を置く。

4 政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

二 国立ハンセン病療養所が行う研究に関すること。

三 国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

5 調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

(医師確保等地域医療対策室)

第十三条の三 指導課に、医師確保等地域医療対策室を置く。

2・3 (略)

(医療機器政策室及び医療関連サービス室並びに首席流通指導官)

第十六条 経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。

2・3 (略)

(削除)

4| (削除)  
(略)

(国立病院機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官)

第十八条 国立病院課に、国立病院機構管理室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。

2| 国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3| 国立病院機構管理室に、室長を置く。

4| 政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

二 国立ハンセン病療養所が行う研究に関すること。

第十六条 経済課に、医療機器政策室及び医療関連サービス室並びに首席流通指導官一人を置く。

2・3 (略)

4| 医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病院、診療所及び助産所における業務委託(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二の規定により行われる業務の委託をいう。)に関すること。

二 病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業(国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。)の指導に関すること。

三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

5| 医療関連サービス室に、室長を置く。

6| (略)

第十八条 削除

三 国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

5 調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

(公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官)

第四十一条 総務課に、公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官九人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2 5 7 (略)

(調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官)

第四十三条 雇用保険課に、調査官一人並びに中央雇用保険監察官五人及び主任中央雇用保険監察官一人を置く。

2 5 4 (略)

(若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官)

第四十四条 (略)

2 5 3 (略)

4 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者(高年齢者等(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第四十七条第二項第二号及び第三号において同じ。))及び障害者を除く。の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

5 5 6 (略)

(公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官)

第四十一条 総務課に、公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官六人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官九人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2 5 7 (略)

(調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官)

第四十三条 雇用保険課に、調査官一人並びに中央雇用保険監察官六人及び主任中央雇用保険監察官一人を置く。

2 5 4 (略)

(若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官)

第四十四条 (略)

2 5 3 (略)

4 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者(高年齢者等(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。))及び障害者を除く。の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

5 5 6 (略)

(高齢者雇用事業室)

第四十七条 高齢者雇用対策課に、高齢者雇用事業室を置く。

2 高齢者雇用事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。

二 高齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関するものを除く。）。

三 厚生労働省組織令第八条第三項第三号に掲げる事務のうち高齢者等の職業の安定に関すること。

3 高齢者雇用事業室に、室長を置く。

(均衡待遇推進室)

第五十六条 短時間・在宅労働課に、均衡待遇推進室を置く。

2 均衡待遇推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 短時間労働者の福祉の増進についての事業主に対する指導その他の措置に関すること。

二 短時間労働者の福祉の増進に関する事業主の措置についての労働者と事業主との間の紛争の調停に関すること。

三 都道府県労働局の行う前二号に掲げる事務についての指導に関すること。

3 均衡待遇推進室に、室長を置く。

(全国健康保険協会管理室)

第六十八条の二 保険課に、全国健康保険協会管理室を置く。

2 全国健康保険協会管理室は、全国健康保険協会の行う業務に関する事務をつかさどる。

(高齢者能力活用企画官)

第四十七条 高齢者雇用対策課に、高齢者能力活用企画官一人を置く。

2 高齢者能力活用企画官は、命を受けて、高齢者の能力の活用に関する特定事項の企画及び立案に当たる。

(調査官)

第五十六条 短時間・在宅労働課に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、短時間労働者の福祉の増進に関する事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

3 全国健康保険協会管理室に、室長を置く。

(アフターサービス推進官)

第七十五条 本省に、アフターサービス推進官一人を置く。

2 アフターサービス推進官は、政策評価官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

(支所に置く課等)

第二百一十一条 名古屋検疫所清水検疫所支所及び福岡検疫所門司検疫所支所に、次の二課及び統括食品監視官一人を置く。

庶務課

検疫衛生課

2 (略)

3 東京検疫所東京空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び福岡検疫所福岡空港検疫所支所に、次の三課を置く。

庶務課

検疫衛生課

食品監視課

(代謝生化学部の所掌事務)

第五百十六条 代謝生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の代謝生化学的試験及び放射線の安全管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(政策調査官)

第七十五条 本省に、政策調査官一人を置く。

2 政策調査官は、政策評価官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

(支所に置く課等)

第二百一十一条 東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所及び福岡検疫所門司検疫所支所に、次の二課及び統括食品監視官一人を置く。

庶務課

検疫衛生課

2 (略)

3 東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び福岡検疫所福岡空港検疫所支所に、次の三課を置く。

庶務課

検疫衛生課

食品監視課

(代謝生化学部の所掌事務)

第五百十六条 代謝生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の代謝生化学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。

(企画調整主幹及び統括研究官)

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官九人を置く。

2 (略)

一 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

3 統括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する専門的事項の総括に関する事務を行う。

(国立保健医療科学院に置く部等)

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部及び研究情報支援研究センターを置く。

総務部

政策技術評価研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

健康危機管理研究部

国際協力研究部

(企画調整主幹)

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人を置く。

2 (略)

一 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれに対する学理の応用の調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれに対する学理の応用の調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

(国立保健医療科学院に置く部等)

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の十六部及び研究情報センターを置く。

総務部

技術評価部

政策科学部

経営科学部

人材育成部

公衆衛生政策部

疫学部

公衆衛生看護部

生涯保健部

福祉サービス部

口腔保健部

生活環境部

建築衛生部

水道工学部

施設科学部

研修企画部

(総務部の所掌事務)

第五百四十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うこと。

三 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総務部に置く課)

第五百四十一条 総務部に、次の三課を置く。

総務課

会計課

研修・業務課

(総務課の所掌事務)

第五百四十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(総務部の所掌事務)

第五百四十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 養成及び訓練並びにこれに対する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総務部に置く課)

第五百四十一条 総務部に、次の三課を置く。

総務課

会計課

教務課

(総務課の所掌事務)

第五百四十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 図書収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

三 (略)

(研修・業務課の所掌事務)

第五百四十四条 研修・業務課は、養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うことをつかさどる。

(政策技術評価研究所の所掌事務)

第五百四十五条 政策技術評価研究所は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する政策及び技術に対する科学的評価、研究の動向の分析並びに統計の高度利用に係るものをつかさどる。

(生涯健康研究所の所掌事務)

第五百四十六条 生涯健康研究所は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる疾病及び障害の予防、健康の保持及び増進並びに保健指導に係るものをつかさどる。

(医療・福祉サービス研究部の所掌事務)

第五百四十七条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るものをつかさどる。

(生活環境研究部の所掌事務)

第五百四十八条 生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、

二 養成及び訓練に対する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うこと。

三 (略)

(教務課の所掌事務)

第五百四十四条 教務課は、養成及び訓練に関する庶務を行うことをつかさどる。

(技術評価部の所掌事務)

第五百四十五条 技術評価部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する研究の動向の分析、技術の科学的及び倫理的評価並びに統計の高度利用に係るものをつかさどる。

(政策科学部の所掌事務)

第五百四十六条 政策科学部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する計画の策定その他の政策立案及びこれに資する調査及び分析の手法に係るものをつかさどる。

(経営科学部の所掌事務)

第五百四十七条 経営科学部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス又は福祉サービスを提供する施設及び事業者の経営管理、情報管理及びサービスの評価に係るものをつかさどる。

(人材育成部の所掌事務)

第五百四十八条 人材育成部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、

ち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつかさどる。

(健康危機管理研究部の所掌事務)

第五百四十九条 健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつかさどる。

(国際協力研究部の所掌事務)

第五百五十条 国際協力研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

- 一 保健医療等に関する国際協力の企画、調整、実施及び評価に関すること。
- 二 保健医療等に関する国外の情報の収集及び分析並びに国際保健活動に携わる人材の育成技術に関すること。

(研究情報支援研究センターの所掌事務)

第五百五十一条 研究情報支援研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供に係るものをつかさどる。

第五百五十二条から第五百六十条まで 削除

地域保健医療及び国際保健活動に携わる人材の育成技術に係るものをつかさどる。

(公衆衛生政策部の所掌事務)

第五百四十九条 公衆衛生政策部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、公衆衛生政策に係るものをつかさどる。

(疫学部の所掌事務)

第五百五十条 疫学部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、疾病の疫学その他の健康の疫学に係るものをつかさどる。

(公衆衛生看護部の所掌事務)

第五百五十一条 公衆衛生看護部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、公衆衛生看護に係るものをつかさどる。

(生涯保健部の所掌事務)

第五百五十二条 生涯保健部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる人の健康の保持及び増進並びに疾病及び障害の予防に係るものをつかさどる。

(福祉サービス部の所掌事務)

第五百五十三条 福祉サービス部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、福祉サービスに関する技術の向上及び業務管理に係るものをつかさどる。

(口腔保健部の所掌事務)

第五百五十四条 口腔保健部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、口腔保健に係るものをつかさどる。

(生活環境部の所掌事務)

第五百五十五条 生活環境部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生(他部の所掌に係るものを除く。)に係るものをつかさどる。

(建築衛生部の所掌事務)

第五百五十六条 建築衛生部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、住宅その他の建築物(付帯設備を含む。)並びに都市環境及び居住環境に係る保健衛生及び福祉の増進に係るものをつかさどる。

(水道工学部の所掌事務)

第五百五十七条 水道工学部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、水道に関する計画、水道の整備及び管理その他水道工学に係るものをつかさどる。

(施設科学部の所掌事務)

第五百五十八条 施設科学部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス又は福祉サービスを提供する施設及び設備に係るものをつ

かさどる。

(研修企画部の所掌事務)

第五百五十九条 研修企画部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、

次に掲げるものをつかさどる。

- 一 養成及び訓練の企画及び評価並びに技術の向上に関すること。
- 二 国際協力の企画、調整、実施及び評価に関すること。

(研究情報センターの所掌事務)

第五百六十条 研究情報センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

- 一 保健医療等に関する情報の収集、評価及び提供に関すること。
- 二 図書収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

(地方厚生局の管轄区域の特例)

第七百五条の二 (略)

(地方厚生局の管轄区域の特例)

第七百五条の二 (略)

2 厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十八条 麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査企画情報課(関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。)

(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十八条 麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査企画情報課(関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。)

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

二 関東信越厚生局、東海北陸厚生局及び近畿厚生局 情報官一人

(削除)

三 (略)

(情報官の職務)

第七百三十四条 (略)

2 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

二 関東信越厚生局及び近畿厚生局 情報官一人

三 東海北陸厚生局 次に掲げるもの

イ 情報官一人

ロ 鑑定官二人

四 (略)

(情報官の職務)

第七百三十四条 (略)

2 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、前条各号に掲げる事務を行う。

(鑑定官)

第七百三十五条 関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課に、それぞれ鑑定官二人を、東海北陸厚生局の鑑定課に、鑑定官一人を置く。

2 (略)

(労働基準部に置く課)

第七百七十七条 労働基準部に、次に掲げる課を置く。

監督課

労働時間課 (東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。)

賃金課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

健康安全課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。)

安全課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

健康課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

労災補償課

(健康安全課の所掌事務)

第七百八十一条 健康安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(健康課の所掌事務)

第七百八十三条 健康課は、第七百八十一条第二号に掲げる事務をつかさ

(鑑定官)

第七百三十五条 鑑定課に、鑑定官二人を置く。

2 (略)

(労働基準部に置く課)

第七百七十七条 労働基準部に、次に掲げる課を置く。

監督課

労働時間課 (東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。)

賃金課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

安全衛生課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。)

安全課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

健康課 (北海道労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。)

労災補償課

(安全衛生課の所掌事務)

第七百八十一条 安全衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(労働衛生課の所掌事務)

第七百八十三条 労働衛生課は、第七百八十一条第二号に掲げる事務をつ

219。

別表第四 労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府 県名	労働基準監 督署名 (支署名)	位置 (支署所在 地)	管轄区域
愛知	(略)	(略)	(略)
岡崎 (西尾)	岡崎市 (西尾市)	岡崎市、 西尾市、 額田郡	

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条  
関係）

都道府 県名	公共職業安 定所名 (出張所名 置)	位置 (出張所位 置) (分庁舎 所在地)	管轄区域

か219。

別表第四 労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府 県名	労働基準監 督署名 (支署名)	位置 (支署所在 地)	管轄区域
愛知	(略)	(略)	(略)
岡崎 (西尾)	岡崎市 (西尾市)	岡崎市、 西尾市、 幡豆郡、 額 田郡	

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条  
関係）

都道府 県名	公共職業安 定所名 (出張所名 置)	位置 (出張所位 置) (分庁舎 所在地)	管轄区域

愛知	(略)
西尾	(略)
西尾市	(略)
西尾市	(略)

愛知	(略)
西尾	(略)
西尾市	(略)
西尾市、幡豆郡	(略)